

平成 23 年 3 月 22 日版

Ver. 5

科学技術戦略推進費（環境改善費）

科学技術人材育成費補助金（人材育成システム改革促進費）

地域産学官連携科学技術振興事業費補助金（環境改善費）

< Q & A >

文部科学省科学技術・学術政策局

科学技術・学術戦略官付（推進調整担当）

基 盤 政 策 課

科学技術・学術戦略官付（地域科学技術担当）

1. 問一覧.....	1
< 1. 科学技術戦略推進費・科学技術人材育成費補助金・地域産学官連携科学技術振興事業費補助金の共通事項について >	1
< 2. 科学技術戦略推進費に係る事項について >	4
a) 地域再生人材創出拠点の形成における支出について	4
< 3. 科学技術人材育成費補助金に係る事項について >	5
a) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進における支出について	5
b) イノベーション創出若手研究人材養成における支出について	5
c) 女性研究者支援モデル育成・女性研究者養成システム改革加速に共通する事項について	6
d) 女性研究者支援モデル育成における支出について	6
e) 女性研究者養成システム改革加速における支出について	7
< 4. 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金に係る事項について >	9
2. 環境改善費・人材育成システム改革促進費について	10
< 1. 科学技術戦略推進費・科学技術人材育成費補助金・地域産学官連携科学技術振興事業費補助金の共通事項について >	10
< 2. 科学技術戦略推進費に係る事項について >	16
a) 地域再生人材創出拠点の形成における支出について	16
< 3. 科学技術人材育成費補助金に係る事項について >	17
a) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進における支出について	17
b) イノベーション創出若手研究人材養成における支出について	18
c) 女性研究者支援モデル育成・女性研究者養成システム改革加速に共通する事項について	18
d) 女性研究者支援モデル育成における支出について	19
e) 女性研究者養成システム改革加速における支出について	20
< 4. 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金に係る事項について >	22

【補足】 科学技術振興調整費で実施していた各プログラムの経費の取扱について

1. 問一覧

< 1. 科学技術戦略推進費・科学技術人材育成費補助金・地域産学官連携科学技術振興事業費補助金の共通事項について >

問1-1：「環境改善費・人材育成システム改革促進費（以下、「環境改善費等」という。）の支出対象となる当該研究の応用等による研究活動」とは、どの範囲までを指すのか（ミッションステートメントとの関連付けを考え、計画変更は発生しないのか）。

問1-2：従来、補助事業の決算に計上する場合、当該経費につき補助事業における必要性、エフォート管理、金額の積算根拠の明示等を求めているが、新しい「環境改善費等」についても従前の「直接経費」に求めているものと同様のものが必要か。

問1-3：特定の職員の人件費や設備備品などについて、事業実施費と環境改善費等の両方の費目に分けて計上して支出することは可能なのか。

問1-4：機関が光熱水費等を支払う際には、当該事業の環境改善費等として充当した額は請求書を分割するなど別処理の支払いが求められるのか。

問1-5：環境改善費等は、他の競争的資金制度由来の間接経費や運営費交付金などと合わせて支出することは可能なのか。

問1-6：他の事業との共同のネットワーク環境について、他事業との共同の環境を利用する場合、環境改善費等により支出することは可能なのか。

問1-7：複数のプログラムを行う機関において、それぞれのプログラムから環境改善費等を合わせて支出することは可能なのか。

問1-8：事務職員などの人件費は、「事業実施費の人件費」と「環境改善費等の人件費」をどのように区分すればよいのか。

問1-9：雇用されている「事業参加者」が補助事業以外の業務で出張をした場合、当該出張に関わる「人件費」を決算から除外することとしているが、当該「人件費」を「環境改善費等」に計上し、補助金を充当することはできるのか。

問 1-10：環境改善費等から、機関内で共通使用される設備備品の全額計上はできるのか。また、当該事業について按分して支出することは可能なのか。

問 1-11：環境改善費等は額の確定調査の対象になるのか。また、額の確定調査の対象であれば、証拠書類の提示の際、気をつけるべき留意点はどのようなことか。

問 1-12：環境改善費等で取得した取得財産は「財産の管理等及び処分の制限」の対象になるのか。

問 1-13：共同スペースにおける光熱水費は、適正かつ明確に区分できる場合は事業実施費に計上できるとされていたが、環境改善費等が新設されても変更はないか。

問 1-14：会議・シンポジウム等の懇親会等に係る経費を支出することは可能なのか。

問 1-15：医療医薬関連課題において、研究の進捗に伴い臨床実験が必要になってくるが、その際の保険の費用については、事業実施費か環境改善費等により、支出することは可能なのか（厚生労働省の指針では保険が義務づけられている。）。

問 1-16：展示会への出展料、ホームページやパンフレットなどの作成経費を環境改善費等にて支出することは可能なのか。

問 1-17：環境改善費等で支出可能な「特許関連費」とは特許出願費用を含めてよいのか。

問 1-18：従来、任意で加入する「損害保険」、「海外旅行保険」の保険料は、補助事業の決算計上を認めていないが、環境改善費等にて支出することは可能なのか。

問 1-19：「銀行振込手数料」について、従来は補助事業の決算への計上は認めていないが、環境改善費等にて支出することは可能なのか。

問 1-20：実験設備の冷却用のエアコン購入や、補助事業に専用の実験台、PC（一般ソフト含む）、書籍、事務什器等は、環境改善費等で支出することは可能なのか。

問 1-21：文部科学省等との打合せ旅費は、事業実施費として支出することは可能なのか。

問 1-22：当該事業のための研究環境の整備として、什器類を購入したい場合には、環境改善費等から支出することは可能なのか。

問 1 - 2 3 : 環境改善費等の支出が見込まれない場合、0%としてもよいか。

問 1 - 2 4 : 1人に対して環境改善費等を含めた他の外部資金との複数の経費による雇用を想定する場合、勤務時間管理（エフォート管理）をすることにより、当該事業の業務分に対して、環境改善費等から支出することは可能なのか。

< 2. 科学技術戦略推進費に係る事項について >

a) 地域再生人材創出拠点の形成における支出について

問 2 a-1 : 環境改善費で、「成果の展開」として、県内の他地域に講師を出張させて、本講座の正規被養成者以外に出前授業を実施する経費を支出することは可能か。

＜ 3. 科学技術人材育成費補助金に係る事項について＞

問3-1：2月7日の事務連絡の別紙2 (3)①で建物等施設の建設・改修に係るもの（いわゆる公債対象の経費）は支出できないとありますが公債対象の経費とは何を指すのか。

例えば軽微な部屋の改修や修繕は計上してもよいのか。

問3-2：提案書等に記載した取組で補助対象外となるものを人材育成システム改革促進費として支出することは可能なのか。

a) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進における支出について

問3a-1：若手教員の使用する実験室の改修（パーティションの設置など）に関する費用は人材育成システム改革促進費で支出することは可能なのか。

問3a-2：従前はテニユア・トラック教員が大学の教育関連業務（センター試験監督業務、教育事務）や産学連携の共同研究等に関する業務に従事した場合のエフォート相当分の人件費を大学自主経費（間接経費等を含む）で充当してきたが、当該エフォート相当分の人件費を人材育成システム改革促進費で支出することは可能なのか。

問3a-3：「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択された若手テニユア・トラック教員のH23年度の研究費は支出することはできないのか。その際、目安額を減額する必要はあるか。また、当該テニユア・トラック教員の研究環境の改善等については人材育成システム改革促進費を支出することは可能なのか。

問3a-4：従来、学会等の年会費は個人に権利が属するため、事業実施費からの支出は認められていないが、人材育成システム改革促進費で支出することは可能なのか。

b) イノベーション創出若手研究人材養成における支出について

問3b-1：人材養成センターの机・椅子などは、従来の間接経費で支出対象としていたが、支出対象として可能なかどうか。また、可能な場合、事業実施費・人材育成システム改革促進費のいずれで支出する対象とするのか。

c) 女性研究者支援モデル育成・女性研究者養成システム改革加速に共通する事項について

問3c-1：女性研究者裾野拡大等のため開催するイベント等にて参加者に配布するノベルティ（記念品、粗品）は人材育成システム改革促進費にて支出することは可能なのか。

問3c-2：人材育成システム改革促進費における、管理部門に係る経費について、女性支援室で行う事業・機関として行う事業の範囲にどのように区別するのか。支出対象範囲があるのか。

問3c-3：男女共同参画などの広報事業に係る経費について、成果発表会等は、事業実施費で要求しているが、人材育成システム改革促進費の事案はどういうものを想定しているのか。

問3c-4：女性関連事業において、人材育成システム改革促進費の支出対象事例として、女性支援に係わっている事務部門まで広げられるのか。大学の事務部門が女性支援の事務を担当している場合、事務部門に必要なコピー機、PCは購入できるか。また、女性研究者採用に関する学内の打合せに関する費用の計上は可能か。既存女性研究者の研究設備の整備は可能か、ネットワークの構築とあるが、公募に関するホームページ構築は直接経費となっている。大学のホームページは、人材育成システム改革促進費から支出することは可能なのか。

問3c-5：人材育成システム改革促進費の③その他の関連する事業に係わる経費に広報とあるが、加速採択機関がモデル事業の広報費用を支出することは可能なのか。

問3c-6：女性研究者加速事業採択課題で、人材育成システム改革促進費から、女性モデル事業の啓発活動に関する経費を支出することは可能なのか。

d) 女性研究者支援モデル育成における支出について

問3d-1：保育に関する経費の一部をこれまで間接経費で支出していたが、人材育成システム改革促進費でも支出することは可能なのか。

問3d-2：人材育成システム改革促進費で（1）用途の例①管理部門に係る経費で「管理施設の維持及び運営経費」とある。例えば空き部屋を改修して「女性研究者の為の休憩仮眠スペース」を作りたいが、この折に「部屋の屋根、床の改修」は「管理施設の維持」に該当するのか、または改修経費は認められないのか。

問3d-3：人材システム改革促進費にて、女性研究者支援のためのキャリアアップ支援旅費（優秀な女性研究者の研究推進のための内国旅費、外国旅費）に支出することは可能なのか。

問3d-4：人材システム改革促進費にて、病児保育室にかかる「エアコン、ノートPC、プリンター、机、椅子、保管庫、ロッカー、収納棚」を支出することは可能なのか。

問3d-5：女性研究者支援モデル育成事業で研究部門に係わる経費は、当該事業の範囲と理解するのか。

e) 女性研究者養成システム改革加速における支出について

問3e-1：補助金対象となる理工農分野以外の分野においても、同様のシステムにて女性教員を採用する取組を行っている場合、当該理工農分野以外の部分に係る以下のような経費を、今回新設される人材育成システム改革促進費から支出することは可能なのか。

支出例) 理工農分野以外の分野における

- ・女性限定の教員公募に係る経費
- ・女性教員採用審査に係る経費
- ・新規養成女性教員のスタートアップ研究費及び2～3年目の研究費
- ・新規養成女性教員のメンター補助経費
- ・新規養成女性教員の出産育児期支援経費 等

問3e-2：女性研究者養成システム改革加速プログラムを主体となって進めている「男女共同参画推進室」の室員に係る人件費や室員の旅費、同室に必要なパソコン・什器・消耗品等の物件費、複写機の賃借料、印刷費等は人材養成システム改革促進費として支出することは可能なのか。例えば、「男女共同参画推進室」を大学における管理部門に該当するものとして想定している場合は支出することは可能なのか。

問3e-3：モデル事業終了後も子育て中の理工農学系女性教員に加え、人文社会系教員も含めた形で研究支援員を配置している場合に、

- ・理工農学系既在籍女性教員に対する研究支援員に係る人件費（モデル事業の継続）は人材育成システム改革促進費にて支出することは可能なのか。
- ・人文社会系女性教員に対する研究支援員に係る人件費（モデル事業の対象外）は人材育成システム改革促進費にて支出することは可能なのか。

問3e-4：人材育成システム改革促進費の使用法について、新規養成女性研究者への研究費の上限枠を超えた研究費分（従来であれば自学経費を充てていた分）は本促進費の対象となるのか。また、新規養成女性研究者への“初年度、2,3年度研究費”の上限枠を超えた研究費分（従来であれば自学経費を充てていた分）は人材育成システム改革促進費の対象となるのか。

問3e-5：既在籍女性研究者への研究支援者（支援要員）の person 費は、人材育成システム改革促進費として支出することは可能なのか。

問3e-6：新規養成女性研究者に対し、出産育児に関わらず、研究支援のため研究支援者を雇用したい際に、その雇用経費は人材育成システム改革促進費として支出することは可能なのか。H23年2月7日付け文部科学省発事務連絡の別紙2の②研究部門に係る経費「研究者・研究支援者等の person 費」はどのように考えるか。

< 4. 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金に係る事項について >

問4-1：協働機関からのコミットメント額はどのように考えればよいか。

2. 環境改善費・人材育成システム改革促進費について

＜1. 科学技術戦略推進費・科学技術人材育成費補助金・地域産学官連携科学技術振興事業費補助金の共通事項について＞

問1-1：「環境改善費・人材育成システム改革促進費（以下、「環境改善費等」という。）の支出対象となる当該研究の応用等による研究活動」とは、どの範囲までを指すのか（ミッションステートメントとの関連付けを考え、計画変更は発生しないのか）。

（答）「環境改善費等の対象となる当該研究の研究等による研究活動」の範囲についてですが、個別の事案についてはご相談いただければと思います。なお、環境改善費等の計上によるミッションステートメントの変更の必要はありません。

問1-2：従来、補助事業の決算に計上する場合、当該経費につき補助事業における必要性、エフォート管理、金額の積算根拠の明示等を求めているが、新しい「環境改善費等」についても従前の「直接経費」に求めているものと同様のものが必要か。

（答）環境改善費等は直接経費の費目であるため、その算出の根拠を明らかにしていただく必要があります。事業実施に必要な専有面積・人数・使用時間等を勘案した合理的な算出の根拠を示すことによる計上も可能です。

※合理的な算出の根拠の例示

【人件費】 大学本部の事務職員 E さんは科学技術戦略推進費のプロジェクト A に加え、他の競争的資金のプロジェクト B、C に係る事務を横断的に従事することになった。月の給与は 25 万円であり、従来は大学の間接経費で全額支出していた。事務に関する厳密な時間管理は難しいため、プロジェクト毎の人数の割合を用いて環境改善費等と間接経費から給与を支出することとした。

・プロジェクト A（20 人）、プロジェクト B（17 人）、プロジェクト C（13 人）

環境改善費等の支出額： $25 \text{万円} \times 20 \div (20 + 17 + 13) = 10 \text{万円}$

間接経費の支出額： $25 \text{万円} \times (17 + 13) \div (20 + 17 + 13) = 15 \text{万円}$

【光熱水費】

科学技術戦略推進費で実施しているプロジェクト A は、研究棟の一部で事業を実施していた。研究棟ではその他のプロジェクトも実施されており、研究棟の光熱水費は月 18 万円であり、従来は当該機関の間接経費を支出していた。研究棟で使用していた光熱水費の使用量は研究棟全体でしかわからないため、各プロジェクトの占める面積の割合を用いて支出することとした。研究棟は 120 m²。（ただし共用部分と思われる通路等は除く。）

・プロジェクト A 20 m²、その他の事業 100 m²

環境改善費等の支出額： $18 \text{万円} \times 20 \div (20 + 100) = 3 \text{万円}$

間接経費の支出額： $18 \text{万円} \times 100 \div (20 + 100) = 15 \text{万円}$

問 1-3：特定の職員の人件費や設備備品などについて、事業実施費と環境改善費等の両方の費目に分けて計上して支出することは可能なのか。

(答) 両方の費目に分けて計上して支出することは可能です。例えば、一つの契約の中に事業実施費と環境改善費等のそれぞれに属する事項があるのであれば、分けて計上する必要があります。

問 1-4：機関が光熱水費等を支払う際には、当該事業の環境改善費等として充当した額は請求書を分割するなど別処理の支払いが求められるのか。

(答) 機関が光熱水費等の支払いの際に、当該事業の環境改善費等として充当した額を請求書を分割するなど別処理で支出する必要はありません。なお、環境改善費等から支出するものについては事業実施に必要な専有面積・人数・使用時間等を勘案した合理的な算出の根拠を示すことが必要となります。(問 1-2 参照)

問 1-5：環境改善費等は、他の競争的資金制度由来の間接経費や運営費交付金などと合わせて支出することは可能なのか。

(答) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に基づき、補助金は目的外に支出することができないこととされているため、環境改善費等を補助金の目的外に支出することは認められませんが、補助対象経費の範囲として整理できるものについては環境改善費等と運営費交付金を合わせて支出することができます。一方、他の競争的資金制度由来の間接経費については、合理的な算出の根拠に基づいて按分して支出することができます。

問 1-6：他の事業との共同のネットワーク環境について、他事業との共同の環境を利用する場合、環境改善費等により支出することは可能なのか。

(答) 事業実施に必要な専有面積・人数・使用時間等を勘案した合理的な算出の根拠を示すことができる場合は支出できます。(問 1-2 参照)

問 1-7：複数のプログラムを行う機関において、それぞれのプログラムから環境改善費等を合わせて支出することは可能なのか。

(答) 合算使用はできませんが、それぞれのプログラムの関与を合理的に算出できる場合は、経費を按分した上で、それぞれのプログラムから支出することが可能です。

例えば、事務補助者が、同一機関内で複数のプログラムに関与している場合に環境改善費等を人

件費として支出する際には、その算出根拠を示すことが必要となります。(問1-2参照)

問1-8：事務職員などの人件費は、「事業実施費の人件費」と「環境改善費等の人件費」をどのように区分すればよいのか。

(答) 事業に直接関わるものか否かで整理してください。本事業に直接関わるものについては事業実施費としての支出、それ以外のもので、当該事業を進める上で必要なものについては環境改善費等としての支出になります。

問1-9：雇用されている「事業参加者」が補助事業以外の業務で出張をした場合、当該出張に関わる「人件費」を決算から除外することとしているが、当該「人件費」を「環境改善費等」に計上し、補助金を充当することはできるのか。

(答) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」等に基づき、補助金は目的外に支出することができないこととされているため、補助事業以外の業務での出張には環境改善経費等であっても支出できません。当該事業を進める上で必要な出張等であれば環境改善経費等を支出することは可能です。

問1-10：環境改善費等から、機関内で共通使用される設備備品の全額計上はできるのか。また、当該事業について按分して支出することは可能なのか。

(答) 当該事業を進める上で必要となる部分について按分するなど、合理的に算出できるものは支出することが可能です。

なお、複数の研究資金の直接経費を合算して機器などを購入する方策については、「平成23年度科学・技術重要施策アクション・プラン」(平成22年7月8日科学技術政策担当大臣総合科学技術会議有識者議員決定)において「研究機関が研究者のニーズの強い機器を自ら購入し、適切な使用量規定を策定することにより、研究者は研究資金より使用量の支払いができるようにするという取扱いが考えられ、この制度の取り入れを推進する。」とされています。

問1-11：環境改善費等は額の確定調査の対象になるのか。また、額の確定調査の対象であれば、証拠書類の提示の際、気をつけるべき留意点はどのようなことか。

(答) 額の確定調査の対象となります。なお、環境改善費等の支出にあたっては、事業実施に必要な専有面積・人数・使用時間等を勘案した合理的な算出の根拠を示すことが必要となります。(問1-2参照)

問１－１２：環境改善費等で取得した取得財産は「財産の管理等及び処分の制限」の対象になるのか。

（答）従来の直接経費で取得した取得財産と同様に処分制限財産の対象となります。

問１－１３：共同スペースにおける光熱水費は、適正かつ明確に区分できる場合は事業実施費に計上できるとされていたが、環境改善費等が新設されても変更はないか。

（答）変更はありません。共同スペースにおける光熱水費は、適正かつ明確に区分できる場合については引き続き事業実施費に計上できます。

問１－１４：会議・シンポジウム等の懇親会等に係る経費を支出することは可能なのか。

（答）補助金の執行に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があがるように経費を効率的に使用することが基本です。（本補助金が税金で賄われていることにも十分留意することが必要です。）

このため、本事業の遂行上必要不可欠と認められるシンポジウム等の懇親会に限り、それに係る経費を十分精査していただいた上で、支出するようにしてください。

ただし、その場合であっても、酒（アルコール類）、煙草等については、本事業を遂行するための必要な経費とは考え難く、本補助金から支出することは適当とはいえません。

問１－１５：医療医薬関連課題において、研究の進捗に伴い臨床実験が必要になってくるが、その際の保険の費用については、事業実施費か環境改善費等により、支出することは可能なのか（厚生労働省の指針では保険が義務づけられている。）。

（答）公的な指針・ガイドライン等で示されているものであり、かつ事業実施に必要不可欠なものであれば支出することが可能です。その際、当該事業に直接必要となるものであれば事業実施費として支出することが可能、それ以外のもので当該事業を進める上で必要なものであれば環境改善費等で支出することが可能です。

問１－１６：展示会への出展料、ホームページやパンフレットなどの作成経費を環境改善費等にて支出することは可能なのか。

（答）当該経費が事業に直接関わるものではないものの、当該事業を進める上で必要なものであれば環境改善費等として支出することが可能です。なお、事業に直接関わるものについては事業実施費に計上してください。

問１－１７：環境改善費等で支出可能な「特許関連費」とは特許出願費用を含めてよいのか。

（答）当該事業に関わるものであれば、特許出願費用を含めて環境改善費等で支出することが可能です。

問１－１８：従来、任意で加入する「損害保険」、「海外旅行保険」の保険料は、補助事業の決算計上を認めていないが、環境改善費等にて支出することは可能なのか。

（答）旅行傷害保険など保険が適用された場合に、旅行者本人や家族等に対して支払われるものなど、個人の利益につながると判断されるものには支出できませんが、物損については、当該事業を進める上で必要不可欠なものに限り環境改善費等を支出することが可能です。

問１－１９：「銀行振込手数料」について、従来は補助事業の決算への計上は認めていないが、環境改善費等にて支出することは可能なのか。

（答）環境改善費等を支出することは可能です。

問１－２０：実験設備の冷却用のエアコン購入や、補助事業に専用の実験台、PC（一般ソフト含む）、書籍、事務什器等は、環境改善費等で支出することは可能なのか。

（答）当該事業を進める上で必要なものであれば環境改善費等を支出することが可能です。なお、事業に直接関わるものについては事業実施費に計上してください。

問１－２１：文部科学省等との打合せ旅費は、事業実施費として支出することは可能なのか。

（答）当該打合せが当該事業を進める上で必要なものであれば環境改善費等として支出してください。

問１－２２：当該事業のための研究環境の整備として、什器類を購入したい場合には、環境改善費等から支出することは可能なのか。

（答）環境改善費等で支出することが可能です。

問１－２３：環境改善費等の支出が見込まれない場合、０％としてもよいのか。

（答）環境改善費等が必要なければ、支出しないことも可能です。

問1-24: 1人に対して環境改善費等を含めた他の外部資金との複数の経費による雇用を想定する場合、勤務時間管理（エフォート管理）をすることにより、当該事業の業務分に対して、環境改善費等から支出することは可能なのか。

（答）エフォート管理をすることによって環境改善費から支出することは可能です。

< 2. 科学技術戦略推進費に係る事項について >

a) 地域再生人材創出拠点の形成における支出について

問2a-1：環境改善費で、「成果の展開」として、県内の他地域に講師を出張させて、本講座の正規被養成者以外に出前授業を実施する経費を支出することは可能か。

(答) 環境改善費で実施しても良いと考えられる可能性があります。個別事案については御相談ください。

< 3. 科学技術人材育成費補助金に係る事項について >

問 3-1 : 2月7日の事務連絡の別紙2 (3)①で建物等施設の建設・改修に係るもの（いわゆる公債対象の経費）は支出できないとありますが公債対象の経費とは何を指すのか。

例えば軽微な部屋の改修や修繕は計上してもよいのか。

（答）公債対象の経費とは施設整備費補助金から支出する経費を指します。軽微な部屋の改修や修繕が建物の価値を上げるようなことでなければ支出することができます。

問 3-2 : 提案書等に記載した取組で補助対象外となるものを人材育成システム改革促進費として支出することは可能なのか。

（答）補助対象外が補助対象外経費を指すのであれば、支出することはできません。

a) 若手研究者の自立的な研究環境整備促進における支出について

問 3a-1 : 若手教員の使用する実験室の改修（パーティションの設置など）に関する費用は人材育成システム改革促進費で支出することは可能なのか。

（答）若手教員が事業で支援しているテニユアトラック教員を指すという前提で回答しますが、パーティションの設置が建物の価値を上げるようなものでなければ支出できます。その他の実験室の改修についても建物の価値を上げるようなものでなければ支出できます。

問 3a-2 : 従前はテニユア・トラック教員が大学の教育関連業務（センター試験監督業務、教育事務）や産学連携の共同研究等に関する業務に従事した場合のエフォート相当分の人件費を大学自主経費（間接経費等を含む）で充当してきたが、当該エフォート相当分の人件費を人材育成システム改革促進費で支出することは可能なのか。

（答）人件費特例で認められている業務（教育に関する業務や競争的資金の活用による研究活動）は、人件費特例で認められている部分を合理的に算出できれば支出することは可能ですが、それ以外の業務については自主経費で対応してください。

問 3a-3 : 「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択された若手テニユア・トラック教員のH23年度の研究費は支出することはできないのか。その際、目安額を減額する必要はあるか。また、当該テニユア・トラック教員の研究環境の改善等については人材育成システム改革促進費を支出することは可能なのか。

（答）「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に採択された若手TT教員のH23年度の研究費（スタートアップ経費を除く）は若手研究者の自立的な研究環境整備促進から支出することはできません。その際、目安額を減額する必要はありません。また、「研究環境の改善等」とは研究室の光熱水量や

賃借料等と伺いましたので、そのような経費であれば人材育成システム改革促進費を支出することができます。

問3a-4：従来、学会等の年会費は個人に権利が属するため、事業実施費からの支出は認められていないが、人材育成システム改革促進費で支出することは可能なのか。

(答) 人材育成システム改革促進費においても同様に支出することはできません。

b) イノベーション創出若手研究人材養成における支出について

問3b-1：人材養成センターの机・椅子などは、従来の間接経費で支出対象としていたが、支出対象として可能なのかどうか。また、可能な場合、事業実施費・人材育成システム改革促進費のいずれで支出する対象とするのか。

(答) 今までも事業に直接必要なものであれば事業実施費で支出することが可能でしたので、事業実施費で支出してください。

c) 女性研究者支援モデル育成・女性研究者養成システム改革加速に共通する事項について

問3c-1：女性研究者裾野拡大等のため開催するイベント等にて参加者に配布するノベルティ（記念品、粗品）は人材育成システム改革促進費にて支出することは可能なのか。

(答) ノベルティ（記念品、粗品）に支出することはできません。

問3c-2：人材育成システム改革促進費における、管理部門に係る経費について、女性支援室で行う事業・機関として行う事業の範囲にどのように区別するのか。支出対象範囲があるのか。

(答) 管理部門に係る経費とは大学本部事務局に係る経費、研究部門に係る経費とは事業本体を運営する部門（女性支援室）に係る経費と理解してください。支出対象範囲については、個別の事案についてはご相談いただければと思います。

問3c-3：男女共同参画などの広報事業に係る経費について、成果発表会等は、事業実施費で要求しているが、人材育成システム改革促進費の事案はどういうものを想定しているのか。

(答) 個別の事案についてご相談いただければと思います。なお、広報を行う場合は、女性研究者支援モデル育成と女性研究者養成システム改革加速の事業の違いに留意してください。

問3c-4：女性関連事業において、人材育成システム改革促進費の支出対象事例として、女性支援に係わっている事務部門まで広げられるのか。大学の事務部門が女性支援の事務を担当している場合、事務部門に必要なコピー機、PCは購入できるか。また、女性研究者採用に関する学内の打合せに関する費用の計上は可能か。既存女性研究者の研究設備の整備は可能か、ネットワークの構築とあるが、公募に関するホームページ構築は直接経費となっている。大学のホームページは、人材育成システム改革促進費から支出することは可能なのか。

(答) 女性研究者支援モデル育成なら女性研究者支援モデル育成に、女性研究者養成システム改革加速なら女性研究者養成システム改革加速に携わっているものであれば対象となります。

事務部門に必要なコピー機、PCはそれぞれの事業に関わる部分について合理的な算出により人材システム改革促進費で計上できます。

女性研究者採用に関する学内の打合せに関する費用は、モデル育成では研究環境の整備や意識改革などを目的としているので、当該採用のみを打ち合わせる場合は、対象となりませんが、システム改革加速は、目的に女性研究者の採用も含まれますので対象となります。

既存女性研究者の研究設備の整備は、モデル育成では、女性研究者に直接補助する経費は対象となりませんので支出することはできません。システム改革加速でも既存研究者の研究費は対象ではないので支出することはできません。

大学のホームページ（各事業のために立ち上げるホームページを想定しています。）は、モデル育成では、事業実施費で支出することが可能ですし、システム改革加速では人材システム改革促進費で支出することが可能です。

問3c-5：人材育成システム改革促進費の③その他の関連する事業に係わる経費に広報とあるが、加速採択機関がモデル事業の広報費用を支出することは可能なのか。

(答) 他事業の経費を支出することはできません。

問3c-6：女性研究者加速事業採択課題で、人材育成システム改革促進費から、女性モデル事業の啓発活動に関する経費を支出することは可能なのか。

(答) 他事業の経費を支出することはできません。

d) 女性研究者支援モデル育成における支出について

問3d-1：保育に関する経費の一部をこれまで間接経費で支出していたが、人材育成システム改革促進費でも支出することは可能なのか。

(答) これまでの事業で支出が認められた経費（病児保育等）はこの事業に関わる部分を合理的に算出できれば計上できますが、これまでの事業で支出が認められていないような一般的な保育は支出することができません。

問3d-2：人材育成システム改革促進費で（1）用途の例①管理部門に係る経費で「管理施設の維持及び運営経費」とある。例えば空き部屋を改修して「女性研究者の為の休憩仮眠スペース」を作りたいが、この折に「部屋の屋根、床の改修」は「管理施設の維持」に該当するのか、または改修経費は認められないのか。

（答）施設の改修は、「管理施設の維持」に該当しません。また、部屋の屋根、床の改修が建物の価値を上げるものであれば補助対象ではありません。

問3d-3：人材システム改革促進費にて、女性研究者支援のためのキャリアアップ支援旅費（優秀な女性研究者の研究推進のための内国旅費、外国旅費）に支出することは可能なのか。

（答）女性研究者支援モデル育成では、女性研究者を直接補助する経費は補助対象に当たりませんので支出することはできません。

問3d-4：人材システム改革促進費にて、病児保育室にかかる「エアコン、ノートPC、プリンター、机、椅子、保管庫、ロッカー、収納棚」を支出することは可能なのか。

（答）病児保育室にかかる必要な経費は事業に直接関わる経費ですので、事業実施費として支出してください。

問3d-5：女性研究者支援モデル育成事業で研究部門に係わる経費は、当該事業の範囲と理解するのか。

（答）研究部門に係る経費とは、事業本体を運営する部門に係わる経費と理解してください。なお、女性研究者支援モデル育成では、女性研究者に直接補助する経費は認めていないので支出することはできません。

e) 女性研究者養成システム改革加速における支出について

問3e-1：補助金対象となる理工農分野以外の分野においても、同様のシステムにて女性教員を採用する取組を行っている場合、当該理工農分野以外の部分に係る以下のような経費を、今回新設される人材育成システム改革促進費から支出することは可能なのか。

支出例) 理工農分野以外の分野における

- ・女性限定の教員公募に係る経費
- ・女性教員採用審査に係る経費
- ・新規養成女性教員のスタートアップ研究費及び2～3年目の研究費
- ・新規養成女性教員のメンター補助経費
- ・新規養成女性教員の出産育児期支援経費 等

（答）女性研究者養成システム改革加速では対象とする分野を理工農学系としているのでそれ以

外の分野については補助対象ではありませんので支出することはできません。

問3e-2：女性研究者養成システム改革加速プログラムを主体となって進めている「男女共同参画推進室」の室員に係る人件費や室員の旅費、同室に必要なパソコン・什器・消耗品等の物件費、複写機の賃借料、印刷費等は人材養成システム改革促進費として支出することは可能なのか。例えば、「男女共同参画推進室」を大学における管理部門に該当するものとして想定している場合は支出することは可能なのか。

(答) 人材養成システム改革促進費として支出してください。ただし、「男女共同参画推進室」を管理部門に位置付けるに当たっては、他の経費との合理的な区分に配慮してください。

問3e-3：モデル事業終了後も子育て中の理工農学系女性教員に加え、人文社会系教員も含めた形で研究支援員を配置している場合に、

- ・理工農学系既在籍女性教員に対する研究支援員に係る人件費（モデル事業の継続）は人材育成システム改革促進費にて支出することは可能なのか。
- ・人文社会系女性教員に対する研究支援員に係る人件費（モデル事業の対象外）は人材育成システム改革促進費にて支出することは可能なのか。

(答) 女性研究者養成システム改革加速では既在籍女性教員に対する研究支援員に係る人件費は認めていないので支出することはできません。また、女性研究者養成システム改革加速では対象とする分野を理工農系としているので、人文社会系女性教員に対する研究支援員に係る人件費は支出することはできません。

問3e-4：人材育成システム改革促進費の使用法について、新規養成女性研究者への研究費の上限枠を超えた研究費分（従来であれば自学経費を充てていた分）は本促進費の対象となるのか。また、新規養成女性研究者への“初年度、2,3年度研究費”の上限枠を超えた研究費分（従来であれば自学経費を充てていた分）は人材育成システム改革促進費の対象となるのか。

(答) 対象になりません。公募要領で定めている上限枠を超えたものは補助対象ではありませんので人材育成システム改革促進費の対象にはなりません。

問3e-5：既在籍女性研究者への研究支援者（支援要員）の人件費は、人材育成システム改革促進費として支出することは可能なのか。

(答) 既在籍女性研究者への研究支援者を手当することについては、公募要領にも示してあり、本プログラムの目的・支援対象ではありませんので補助金を支出することはできません。

問3e-6：新規養成女性研究者に対し、出産育児に関わらず、研究支援のため研究支援者を雇用したい際に、その雇用経費は人材育成システム改革促進費として支出することは可能なのか。H23年2月7日付け文部科学省発事務連絡の別紙2の②研究部門に係る経費「研究者・研究支援者等の人件費」はどのように考えるか。

（答）新規養成女性研究者への研究支援員を手当する要件は、公募要領に示すとおりです。補助金の補助対象外経費への支出は認められていません。

「女性研究者養成システム改革加速プログラム」は、個別テーマ研究への補助をするものではありませんので、H23年2月7日付けの事務連絡にある②研究部門に係る経費の人件費は、①管理部門に係る経費と同様とご理解ください。

< 4. 地域産学官連携科学技術振興事業費補助金に係る事項について >

問4-1：協働機関からのコミットメント額はどのように考えればよいか。

（答）平成23年度は、本事業から交付される補助金の総額に「12.85分の10」を乗じた金額と同等規模以上の研究資源等のコミットメントとなるよう計画してください。